

平成二十一年四月十七日受領
答弁第二九六号

内閣衆質一七一第二九六号

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十一年四月七日内閣衆質一七一第二五八号）二から四までについてでお答えしたとおり、脱北者等が我が国の在外公館に保護を求めてきた場合については、同人の人定事項や希望等を、館員との面談等を通じ確認した上で、生命又は身体の安全確保等の人道的観点、関係国との関係等を総合的に考慮して個別具体的に対応を検討することとしているが、具体的な確認方法については、事柄の性質上、明らかにすることは差し控えたい。

三について

先の答弁書（平成二十一年四月七日内閣衆質一七一第二五八号）五から八まで及び十についてでお答えしたとおり、お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかわる事柄であり、答弁することは差し控えたい。